



(参考) スーパー L 資金 (農業経営基盤強化資金) の概要

日本公庫農林水産事業では、農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を生かした経営改善を、資金面で応援する総合的な資金「スーパー L 資金」をお取り扱いしています。

ご利用いただける方	認定農業者 (農業経営改善計画の認定を受けた個人・法人) ※なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。	
資金のお使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金 ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。	
	農地等	取得のほか、改良・造成も対象となります。
	施設・機械	農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。
	果樹・家畜等	購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。
	その他の経営費	規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。
	経営の安定化	負債の整理 (制度資金は除く) などが対象となります。
	法人への出資金	個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払いが対象となります。
ご融資条件	ご返済期間	25年以内 (うち据置期間10年以内)
	融資限度額	【個人】3億円 (特認6億円) 【法人】10億円 (特認20億円 [一定の場合30億円]) ※1 このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人6,000万円 (特認1億2,000万円)、法人2億円 (特認6億円) です。 ※2 法人の場合、特認のご利用に際しては、民間金融機関からの資金調達などの要件があります。詳しくは、日本公庫までお問合せください。
	金利	借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は日本公庫にお問い合わせください。
	担保・保証人	ご相談のうえ決めさせていただきます。

(注1) 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

(注2) 上記以外にも資金をご利用いただくための要件などがございます。詳しくは、日本公庫にお問い合わせください。